

信州大学大学院総合工学系研究科（博士課程）における学位論文の作成要領

本研究科（博士課程）において学位論文審査を申請しようとする者は、この論文作成要領により、学位論文を作成すること。なお、この要領に従わない場合は、申請を受理できず、また、学位の授与ができない場合もあるので、必ず主指導教員の点検を事前に受けること。

この要領では、学位論文の体裁や、作成上の留意事項を示します。あわせて、下記に学位論文審査に関連する事項が定められていますので、確認してください。

- ・「信州大学大学院総合工学系研究科博士課程博士課程学位論文審査及び最終試験の評価基準」
- ・「信州大学大学院総合工学系研究科における博士の学位に関する取扱細則」
- ・「博士論文のインターネット公表について」

※研究科Webサイトに掲載されています。

<http://www.shinshu-u.ac.jp/graduate/interdisciplinary/current/rules.html>

I 学位論文の基本的な体裁

1. 用いる言語は、英語又は日本語とする。

本文が和文の場合は、論文題目、表紙も和文とする。

本文が英文の場合は、論文題目、表紙も英文とし、論文題目の和訳を併記すること。

2. ワードプロソフトで作成すること。

3. 用紙はA 4 白色紙を用い、縦位置で横書きとし、製本しないこと。

審査時の提出部数は、指導教員（世話教員）の指示に従うこと。

4. 表紙には、論文題目、専攻名、氏名を必ず記載すること。

5. 英文題目の表記は、題目の最初の単語及び固有名詞の一文字目のみ大文字とし、それ以外は小文字とすること。

6. 形式は特に規定しないが、図、表、写真も含めて、それぞれの学問分野に普遍的な形式を標準とすること。ただし、必ず要旨を付けること。

7. 引用文献は、原則として著者名（全員）、題目、学術雑誌名（又は書物名、編者名、出版社名、出版社所在都市など）、巻数、頁（始頁－終頁）及び発行西暦年をこの順序で明記すること。

引用に関する留意事項は、後述も確認すること。

8. 審査合格後に提出する最終論文の電子データ形式は、PDFファイルとする。

表紙には、「信州大学審査学位論文」又は「Doctoral Dissertation (Shinshu University)」, 論文題目, 学位授与年月, 氏名を必ず記載すること。

Ⅱ 学位論文の作成

1. 学位論文の作成

「信州大学大学院総合工学系研究科博士課程学位論文審査及び最終試験の評価基準」を確認したうえで、適宜、指導教員（世話教員）の確認を受けながら作成してください。特に、原著論文の掲載においては、学問分野によって査読が長期にわたることがあります。指導教員と相談して、計画的な研究と論文作成を行ってください。

学位論文の認定基準

1. 基礎となる原著論文が筆頭著者として所定の編数以上掲載または掲載予定（印刷中あるいは掲載許可済み）であること
2. 基礎となる原著論文は、査読制度が確立されている学術雑誌に掲載されたものであること
3. 前項に定める「学術雑誌」は、以下のものとする
 - (1) Journal Citation Reports, Scimago Journal & Country Rank もしくは J-STAGEの最新版に収められたジャーナル及び出版社、または日本学術会議協力学術研究団体の発行する学会誌
 - (2) 本研究科が認めたジャーナル
4. 認定基準の詳細については、各部門（講座）の取り決めに拠るものとする

2. 引用に関する留意事項

適正な引用方法、権利関係の処理、法令の遵守に留意して、論文を作成してください。

不適切な引用があった場合等は、意図せずに論文の盗用や改ざん等の研究不正とされてしまうことがあります。

学位論文の作成は、研究者として求められる、自立して研究活動ができること、倫理観を持って行うことができることを示すものでもあることに留意してください。

この要領では、特に留意が必要な点を記載します。一般的な引用の記載方法は、各分野のルールに則ってください。

①出版された投稿論文の著作権は、出版社に帰属していることがあります。

自分が投稿した論文でも、本人に著作権がなく、掲載した出版社のものになっています。著作権について確認し、必要な場合は使用許諾をとってください。

著作権について確認し、本文中の文章や図表、参考文献リストを適切に記載してください。

②引用の明示・出典の明記

引用する場合は、参考文献リストに記載するほか、本文中の文章や図表の場合も、引用であることの明示、出典の明記をしてください。

③共著論文の著作権

共著論文の場合、引用部分を明記したうえで、論文やデータ等を学位論文に使用することについて、共著者の許諾を得てください。

3. 論文の投稿先の注意事項

学位論文の認定基準では、原著論文が掲載される学術雑誌の基準を定めています。

これは、いわゆる「粗悪学術誌」、「ハゲタカジャーナル」と呼ばれる不適切な雑誌や国際会議への投稿は、学位審査の実績としては認めない趣旨です。

投稿先を選ぶ際は、基準に該当しているか確認し、不明な場合は指導教員と相談してください。

4. 学位論文の公表

博士の学位を授与された者は、博士論文をインターネットにより公表することが法令で定められています。(文部科学省 学位規則)

本学では、信州大学機関リポジトリにより『博士論文』、『博士論文の内容の要旨』、『博士論文審査の結果の要旨』を公表します。

<https://soar-ir.repo.nii.ac.jp/>

この公表は、学位の授与に必要な手続です。「博士論文のインターネット公表について」を確認し、必要な手続を行ってください。

※投稿先の出版社による論文のインターネット公開とは、別の手続です。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月24日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年6月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2 この要領による改正後の要領は、この要領を適用する日（以下「適用日」という。）以降に博士の学位を授与した場合について適用し、適用日前に当該学位を授与した場合については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、2022年10月1日から施行する。